

請願第7号

国に「子ども・子育て支援金制度の創設に伴う保険料負担が実質負担増とならないよう財政支援の実施等」を求める請願

の意見書提出

町田の国保・医療をよくする市民の会

〔請願要旨〕

こども家庭庁によると、「子ども・子育て支援金制度とは、子育てを社会全体で支えるための制度です。具体的には、全世代や企業の皆様から医療保険の保険料とあわせて子ども・子育て支援金をいただき、それを財源に子育て世帯への支援を行って、少子化に歯止めをかけ、日本の未来を支えていく制度になります。」

また、「この支援金の負担額は、加入する保険で異なりますが、こども家庭庁が試算した被保険者1人当たりの平均月額負担額が最も高いのは共済組合の月950円で、年額1万1400円の負担増です。国民健康保険は1世帯当たり月600円、年間7200円、後期高齢者医療は月350円、年4200円の負担増となる。」ことが明らかになりました。

「こども・子育て支援金」を医療保険の保険料に上乗せするやり方は、社会保険の原理に反しますし、新たな「増税」です。国は、国保と後期高齢者医療制度には低所得者向けの「負担軽減措置」を設けているとされています。しかし、国保等の被保険者は無職や不安定雇用労働者、中小零細企業従事者、年金所得者が多く、均等割など所得以外の保険料負担がある保険料方式であるため実際は新たな負担増になります。現に2025年度の公的年金額は物価上昇率を下回り生活が逼迫しています。

新たな社会保険料について、「子ども未来戦略」では「賃上げと歳出改革により実質的な負担は生じない」としたことを踏まえ、次の事を要請いたします。

〔請願項目〕

1. 「子ども・子育て支援金制度」の創設に伴う保険料負担を「実質的な負担増」にならないよう、改正法付則47条5項に基づき必要な財政措置を速やかに行うことを国に要請して下さい。